



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和6年4月25日（木） 岐阜県発表資料			
所 属	担 当	担当者氏名	電話番号
国土交通省 木曽川上流河川事務所 占用調整課	課長 建設専門官	脇田 貴子 代名 さよみ	内線 341、403 直通 058-251-1326 FAX 058-251-6581
河川課	管理調整監 水政係長	長谷川 ひろみ 河合 文雄	内線 4631、4633 直通 058-272-8603 FAX 058-278-3568

長良川における水上オートバイの通航規制について

岐阜市内の長良川は、水遊びやキャンプ、バーベキューなど様々な形で利用されていますが、利用者と水上オートバイとの近接、混在が見られる危険な区域があるため、県では平成13年度から、利用者の多い時期に水上オートバイの通航規制を行っています。

今年度も、5月1日（水）から下記のとおり通航規制を実施しますので、お知らせします。

水上オートバイの通航規制について

（１）河川法による通航規制

○別添㊸の区間

根 拠：河川法第28条及び河川法施行令第16条の2第3項

区 間：千鳥橋上流端から下流300m

期 間：5月1日から10月31日まで終日

規制内容：①長良川右岸側（北側）原則通航禁止

②長良川左岸側（南側）20m幅を通航方法制限

※この区域内は減速して通航し、蛇行や回転等の不規則な通航は禁止

※現地には、規制標識及び規制看板を設置し、河川利用者への周知を図ります。

（２）自主規制*による通航規制

年間を通じて下記の区間については自主規制を行っています。

○別添㊹の区間

区 間：長良橋から鵜飼い大橋まで

規制内容：年間を通じて終日通航禁止

○別添㊺の区間

区 間：長良橋から藍川橋までの上記㊸㊹以外の区間

規制内容：年間を通じて、午後5時から翌日の午前11時まで通航禁止

*自主規制とは、平成13年に国土交通省木曽川上流河川事務所、岐阜県河川課、関係団体等で構成される「長良川水上オートバイ等通航対策協議会」により取り決めたルールです。

河川法

(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

第28条

河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

第109条

第28条又は第29条第1項若しくは第2項の規定に基づく政令又は都道府県若しくは指定都市の条例には、必要な罰則を設けることができる。

2 前項の罰則は、政令にあつては6月以下の懲役、30万円以下の罰金、拘留又は科料、条例にあつては3月以下の懲役、20万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

河川法施行令

(一級河川における舟又はいかだの通航の制限)

第16条の2

1、2 略

3 一級河川の河川区域のうち河川が損傷し、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、若しくは他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟若しくはいかだの通航を制限する必要があると認めて河川管理者が指定した水域又は閘門を通航する舟又はいかだは、河川管理者が指定した方法により通航させなければならない。

4、5 略

第60条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1. 第16条の2第2項又は第3項の規定に違反して、舟又はいかだを通航させた者
2. 略